

開催日時：平成29年12月26日（火）

15:00～17:00

出席者：参加 29人（別紙名簿参照）

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

○検討テーマ・・・障がい者虐待防止について

〔趣旨説明〕

平成24年10月、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行された。岐阜市障がい福祉課においては「障害者虐待防止センター」としての機能を担い、虐待に関わる通報や届出、相談対応等の取り組みを実施しているが、虐待の防止や発見等の迅速な対応を図るためには、関係機関との連携協力体制を強化し、情報交換や体制づくりの協議が不可欠である。

本日は、障がい者虐待を未然に防ぐために情報交換を行い、実際の事例をもとにグループワークを行い、障がい者虐待の対応や関係機関の役割について考える機会としたい。

〔障害者虐待防止法の概要について〕

→資料1をもとに事務局より説明

〔関係機関の取り組み等について〕

○障害者権利擁護センター

同センターにおける平成29年度の虐待相談件数について、施設従事者による虐待の相談や本人からの通報が多いことなどの報告あり。岐阜県弁護士会と協力し、市町村のケース会議等への専門職チームの派遣を実施している。岐阜市をはじめ他市町でも依頼あり。虐待ケース対応の方向性などに悩んでいる市町村のバックアップとなるとよいと考えている。

これまでに市町村職員のスキルアップや事業者向けの虐待防止の啓発のための研修を実施。

○弁護士会

県弁護士会の委員会活動の中に、高齢者・障がい者における権利擁護分野の委員会がある。

市町村への専門職チーム派遣において、弁護士として関わっている。

高齢者・障がい者の相談としては、月2回本人や関係者からの無料電話相談にも対応している。

○社会福祉協議会

障がいのある人については日常生活自立支援事業にて金銭管理等を実施し、公共料金等の支払いや通帳管理などの支援をしている。状況によっては成年後見人制度を紹介していくこともある。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは市内に18か所あり、65歳以上の高齢者の虐待対応を行っているが、家庭内に障がい者がいる場合もある。今後も、関係機関と連携していきたい。

○警察

本部通達に基づき、虐待事案の通報対応を行っている。DV、高齢者、障がい者虐待の対応を行っている。障がい者が暴力を受けたとの通報においても、警察のみでは対応が困難なことが多い。障がい者の保護や再発防止の観点から市等の他機関との連携を図り対応したい。

○岐阜市身体障害者相談員

身体障害者相談員として年 2 回市へ報告をあげている。個人的にかかわる中で虐待ケースはないが、今後虐待ケースの相談を受けることや発見することも想定される。その際の対応について再確認したい。

○岐阜市知的障害者相談員

知的障がいでは養護者が加害者になることが多い。それには知的障がいをもつ家族が対応に苦慮した上で虐待ということも少なくない。家族の相談を受ける中で、家族に知的障がい者への対応を理解してもらうことから始める必要が多くあり、虐待予防のためにも家族を支援していきたい。

○岐阜県医療ソーシャルワーカー協会

医療機関は障がい者に限らず虐待を発見しやすい場所。医療機関によって発見した際の対応方法は様々ではあるが、医師や看護師が発見し、ソーシャルワーカー等が状況を整理し市に通報するという流れが多いのではないかと。

○障害者支援施設

全国的にも施設従事者による虐待が多い現状がある。施設内の職員を対象に虐待研修などを行い、虐待に対する知識や対応技術を学ぶ機会を作っている。

養護者による虐待では、市と連携し、一時的な保護施設として対応することも想定される。

○福祉サービス通所事業所

通所事業所では虐待を発見することもあり、その際は施設長等に報告し市へ報告している。職員には虐待研修を実施している。対応の難しい利用者等については日常的に職員の相談に乗れるよう体制を整えることが虐待予防につながるのではないかと。

○エールぎふ

児童虐待ケースにおいて子ども相談センターと連携して対応している。児童虐待ケースにおいて家族に障がいがあり、対応が難しくなることがある。相談支援専門員などの動きを知り、障がい分野との連携を強化していきたい。

○地域保健課

保健所地域保健課では、精神保健に関わる相談・対応を行っている。精神障がい者からの相談の中で虐待に関する相談は把握していない。虐待の相談を受けた際に関係機関とどのような連携ができるのかを考えていきたい。

〔岐阜市の取り組み等報告〕

→資料 2 をもとに事務局より報告

〔岐阜市における障がい者虐待の進捗状況の報告〕

→資料 3 をもとに事務局より報告

※資料 3 については個人情報を含むため非公開

〔事例グループワーク〕

→事務局より岐阜市障がい者虐待事例集の一事例について説明

Aグループ（15人）・Bグループ（14人）の2グループに分かれ、事例の対応でそれぞれの関係機関にできることやどうすれば虐待を防げたのかを検討。さらに、事例にとらわれず、どのような場合なら関係機関の協力を得られるのかなど積極的な意見交換が行われた。

①Aグループ

- ・相談支援専門員として虐待ケースの対応をしたことがなく、実際に対応することになったらどう対応していいのかわかる。
- ・対応に迷うことがあれば、気軽に弁護士に相談してほしい。弁護士費用について心配されることが多いが、軽減されることもあるため、弁護士費用についても併せて相談してもらえればよい。
- ・法テラスが行う無料相談も活用できる。
- ・法テラス等へは相談支援専門員等の支援者が同行したほうがよい。
- ・養護者への支援として、養護者が少しでも就労できるように居宅サービスを調整していけるとよい。養護者が就労している間だけでも本人と離れることでストレス軽減を図れる可能性もある。
- ・入院中に本人自身の意向や父親の意向を別々に聞き取っていき支援を検討していく必要がある。
- ・共依存があるため、必ずしも離れた生活がいいとは限らない。主治医とも相談しながら今後の生活について話し合ったほうがよい。

②Bグループ

- ・本人の問題行動によって養護者が対応に苦慮しているが、福祉的サービスを利用できていない典型的なケース。事態を予測できた可能性もあり、相談支援専門員としては養護者との話し合いを密にし、なるべくサービスを切らないよう養護者に話していくことも重要。
- ・相談支援専門員は当事者の家庭に入ることも多く、虐待を発見する可能性も高い。
- ・虐待を予防する観点から相談支援専門員は障がい者だけでなく、養護者の支援も重要になっている。（養護者の意見も大切にす）
- ・警察は本人の保護が必要な際に保護することができる。ただし、保護は原則24時間であり、その後の本人の生活する場所が問題となることが多い。再発防止が重要であり、保護後の本人の生活場所等について関係機関と相談していきたい。
- ・警察は場合によっては虐待等の行為の抑止力になることもありうる。
- ・医療機関で虐待を発見し、入院することがある。医療機関は治療する機関であり、治療が終われば退院となる。退院時の調整をお願いしたい。
- ・入所施設やグループホームに空きがないのが現状。在宅のサービス調整にも時間要することが多い。
- ・弁護士として退院調整に関与できることがある。退院請求や保護者の面会制限等で関与することが想定される。条件によって報酬が本人負担ではなく、弁護士会から負担されることとなる。必要性があれば相談していただきたい。